

広島市立大学授業実施方針

1 基本的な方針・目標

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月8日をもって5類感染症に移行したことを踏まえ、本学の新型コロナウイルス感染予防・拡大防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿って感染対策に留意しつつ、学生同士の交流の機会の確保を含め、大学における教育活動の効果が最大限に発揮されるよう取り組むことを基本的な方針・目標とする。

2 授業の実施方針

対面式授業を基本とする。ただし、高い教育効果が期待されるものはオンライン授業（ハイブリッドを含む。）とする場合がある。

3 授業時の感染防止対策

ガイドラインに沿って、換気の励行以外のマスク着用等の感染対策は各人の判断によるものとする。

なお、対面式授業を基本としていることを踏まえ、また、講堂等の利用を少なくし講義場所の分散を緩和して講義棟での講義をメインとするため、2023年度後期から、講義室のSD仕様を取りやめ、本来の教室収容定員に基づく机・椅子の配置とし、収容人員は本来の教室収容定員によるものとする。

4 対面式授業に係る配慮

(1) 対面式授業への参加自体が困難な者への配慮

学生本人に基礎疾患がある等の理由により、対面式授業への参加自体が困難なことについてあらかじめ配慮申請があった場合は、他の配慮申請と同様に合理的配慮により対応する（心と身体の相談センターが所管窓口）。

(2) 新型コロナウイルス又は季節性インフルエンザに感染した場合

ア 学生が心と身体の相談センターの指示に従って授業担当教員へ連絡した場合は（非常勤講師の場合は教務グループを通じて連絡）、出席停止期間中、授業を欠席扱いとしない。

イ 「欠席扱いとしない」こと以外の配慮については、原則として行わない。

ただし、授業担当教員は、学生から当該配慮の要望があった場合（非常勤講師への要望は教務グループを仲介）、又は必要と認めるときは、出席できないこととなる授業の内容や授業の実施への影響その他を考慮し、合理的配慮として対応できるものとする。

(3) 対面式授業の実効性等を一定程度確保するため、前記(1)及び(2)イただし書きの配慮以外、学生の個々の事情への対応までは行わず、前記2の方針により実施するものとする。

5 方針の見直し

感染の再拡大等によりガイドラインの見直し等があった場合は、必要に応じて見直すものとする。